

静岡県告示第44号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和2年1月31日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
合同会社かのん	富士市富士岡26番地の9	くれよん	富士市富士岡20-10	令和2年1月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス	重症心身障害児以外